介護予防・日常生活支援総合事業の概要について

平成28年度 第1回 金沢市介護保険運営協議会	参考資料 1
平成28年5月10日	

現　行			移行後	対象者	
保険給付サービス※1	介護給付（要介護1～5）		介護給付（要介護1～5）	要介護認定者	保険給付サービス
	介護予防給付（要支援1・2）	訪問看護、訪問リハビリ、福祉用具等 （訪問介護と通所介護以外のサービス）	介護予防給付（要支援1・2）	要支援認定者	
		訪問介護 通所介護	**【総合事業】** **1　介護予防・生活支援サービス事業** **【サービス対象者】** **・要支援1・2の人** **・要支援・要介護状態になる恐れがあると判断された65歳以上の人** （二次予防事業対象者→事業対象者に名称変更） **(1) 訪問型サービス** **●旧介護予防訪問介護と同内容のサービス** **●多様な主体（専門職、住民ボランティア、民間事業者など）による訪問サービス　→　【拡充部分】多様なサービス・新たな単価設定** **(2) 通所型サービス** **●旧介護予防通所介護と同内容のサービス** **●多様な主体（専門職、住民ボランティア、民間事業者など）による通所サービス　→　【拡充部分】多様なサービス・新たな単価設定** (3) 生活支援サービス（配食サービス等）　→　任意事業※5で実施 (4) 介護予防支援事業（ケアマネジメント） →　(1)～(3)のサービス利用を地域包括支援センター職員がマネジメント		地域支援事業
地域支援事業※2	**介護予防事業** **1　二次予防事業** 基本チェックリスト※3により、要支援・介護状態になる恐れがあると判断された人を対象として行われるプログラム （短期間の運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上プログラムを通所・訪問により実施） **2　一次予防事業** 全ての高齢者（65歳以上）を対象として行われる、介護予防教室 （運動と体力づくり、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防など）		**2　一般介護予防事業**	すべての65歳以上高齢者	

現行と同様　→　介護給付（要介護1～5）

現行と同様　→　介護予防給付（要支援1・2）

拡　充　→　訪問介護

拡　充　→　通所介護

拡　充　→　一般介護予防事業

拡　充　→　訪問サービス

拡　充　→　通所サービス

現行と同様　→　訪問サービス

現行と同様　→　通所サービス

移　行　→　一般介護予防事業

※1　介護保険サービスを利用した際、その費用は、要介護度ごとの支給限度基準額内で9割（8割）が保険給付され、利用者は1割（2割）を負担する。**概ね全国一律の基準で実施**

※2　要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービス
総合事業では、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対して、多様なサービスを提供していくため、**市町村が、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めていく。**
なお、保険給付サービスと、地域支援事業の中の介護予防事業及び総合事業の財源構成はすべて同じ（国25%、県12.5%、市12.5%、1号保険料22%、2号保険料28%）

※3　65歳以上の方を対象に、運動機能や口腔機能などの生活機能の低下を発見するための質問票

※4　基本チェックリストにより、要支援・介護状態になる恐れがあると判断された65歳以上の人

※5　地域支援事業には、全市町村が行う必須事業（介護予防事業、地域包括支援センターの運営事業等）と各市町村の判断により行われる任意事業がある。